

令和7年2月25日開催
調 査

総務教育常任委員会資料

○調査事件13 部活動の地域移行について

教育委員会

調査事件 1 3 部活動の地域移行について

1 国及び北海道の動向

国は、これまで少子化による生徒数の減少をはじめ、指導を担当する教職員の業務負担の課題など、学校における部活動の厳しい現状を踏まえ、生徒の心身の健全育成や教職員の働き方改革の観点から、地域や学校等の実情に応じて、令和7年度末を目途に、休日の部活動から、段階的に地域移行することを目指すこととしておりました。

しかしながら、全国各地において、地域実情や部活動がこれまで担ってきた教育的意義等を含め、移行が容易ではない状況を鑑み、令和6年12月に開催された有識者会議で「地域へ移行する」という考え方から「地域へ展開する」という考え方へ変更することや令和8年度からは改革実行期間として令和13年度までに休日の地域展開を、全ての部活動での実現を目指すことへの見直しが示されております。

2 福島町の検討状況

町は、令和5年7月25日に「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を設置し、部活動の現況や課題等について整理し、当町としての今後の部活動のあり方について検討を進めてきました。

この令和5年度会議の結果から、地域の受け皿確保が厳しい状況を鑑み、まずは、渡島西部四町における合同部活動実証事業の結果を踏まえた「拠点校方式」による部活動を進めていくこととし、生徒の活動の場を確保することを優先して、令和6年度は取り組んできました。

令和6年度は、令和7年1月28日に、拠点校方式の部活動の実施状況についての利点や課題を中心に協議会を開催いたしました。

3 拠点校方式部活動の実施状況

拠点校方式部活動は、渡島西部四町において「渡島西部四町町立中学校拠点校部活動の運用に関する要綱」（別紙参照）を制定し、令和6年4月1日から運用しており、バスケットボール部及び野球部で実施しております。

拠点校方式部活動を用いることで、四町中学校の各校顧問の引率がなくとも、いずれかの学校から1人がいれば、活動を行うことが出来ることや学校に部活動がない種目であっても、活動に参加することが出来るなどの方式となっております。

両部とも当方式にて、休日の練習・大会等への参加も行っており、各町生徒が精力的に活動を出来ており、令和7年度についても拠点校方式による部活動の実施を希望しております。

令和6年度の実施体制や意見については、次のとおりです。

(1) バスケットボール部

拠点校（顧問）	在籍校（顧問）							
福島町立福島中学校 （3人）	松前町立松前中学校		（2人）		知内町立知内中学校		（2人）	
	木古内町立木古内中学校		（0人）					
学校名	部員数（人）							
	計	3年		2年		1年		
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	
福島中学校	10	0	2	3	1	0	4	
松前中学校	1	0	1	0	0	0	0	
知内中学校	17	3	4	6	1	2	1	
木古内中学校	5	0	0	0	0	5	0	
計	33	3	7	9	2	7	5	

(2) 野球部

拠点校（顧問）	在籍校（顧問）							
知内町立知内中学校 （2人）	松前町立松前中学校		（0人）		木古内町立木古内中学校		（2人）	
	福島町立福島中学校		（2人）					
学校名	部員数（人）							
	計	3年		2年		1年		
		男子	女子	男子	女子	男子	女子	
福島中学校	7	4	0	1	0	2	0	
松前中学校	1	0	0	0	0	1	0	
知内中学校	8	2	0	4	0	2	0	
木古内中学校	2	2	0	0	0	0	0	
計	18	8	0	5	0	5	0	

(3) 実施意見（両部共通）

利点	課題
(生)他町生徒との交流が出来る。 (生)練習内容の充実 (生)大会時、自町のほか、他町バスにも同乗できる。 (顧)生徒達に良い刺激になっている。 (顧)予定が合わなくても、他校顧問にて、生徒の活動が保障できる。	(生)他町練習時などの送迎負担。 (顧)拠点校顧問の四町連絡調整などの負担増 (顧)ユニフォーム管理

※(生)生徒及び保護者、(顧)部活動顧問

(4) 四町学校長の意見

拠点校方式部活動は、各校ともに生徒及び教員にとっても有意義なものであったと認識されています。生徒については、自校にない部活動への参加が可能となったこと、教員については、他校教員の対応により、休日の調整が可能となったことが挙げられております。

一方、生徒送迎に関しては、大会では各町バスの運行があるものの、練習や練習試合などでの保護者負担が大きいことやユニフォーム更新時の経費負担の考え方などが課題としてある旨、各町への要望が出されております。

また、陸上部及び吹奏楽部についても、各校とも部員が減少傾向であり、単校での活動が困難な状況も迎えており、拠点校方式での活動や、小学校及び高校との連携を検討する必要があると意見が出されました。

四町学校長と教育委員会との会議については、令和7年2月27日開催予定となっており、その場において、地域移行及び拠点校方式部活動などの意見交換を行うこととしております。

4 福島中学校部活動の状況

福島中学校部活動は、令和5年度同様の部が活動しておりますが、3年生引退後は、各部とも部員数が少ない状況となっており、バスケットボール部・野球部の拠点校方式部活動のほか、吹奏楽部は卒業生の参加を促してのイベント出演や知内町との合同演奏などを行い、活動を維持していく予定になっています。

各部の部員数は、次のとおりです。

部活名	部員数(人)						
	計	3年		2年		1年	
		男子	女子	男子	女子	男子	女子
バスケットボール部	10	0	2	3	1	0	4
陸上部	4	2	1	0	0	0	1
野球部	7	4	0	1	0	2	0
美術部	3	1	0	0	0	2	0
吹奏楽部	9	0	4	1	3	0	1
計	33	7	7	5	4	4	6

5 部活動地域移行(展開)の課題に対する方向性

当町が部活動の地域移行(展開)を進める上で、主な課題が2点あり、その課題に対する方向性は、次のとおりです。

(1) 指導者の確保、報酬

・当町のような地域では、指導者の確保が難しく、教職員に頼らざるを得ないのが実情となっています。

⇒(案) 休日の部活動について、意志のある教職員に兼業してもらい、その日当は町と保護者で負担する。

(2) 生徒の移動手段、費用について

- ・ 休日の大会出場は、学校用務員の運転業務を職務として行っています。
- ・ 大会以外は、原則保護者が送迎することとしています。
⇒ (案) 休日及び平日の合同練習への移動手段については、現状どおりとしますが、長期休業中における平日練習の学校用務員による送迎対応を検討します。
また、生徒が民間バスを使用した際の運賃補助など、保護者の負担軽減を検討します。

6 今後の動向について

当町での地域への移行（展開）は、指導者などの受け皿確保や単独でのチーム形成が困難であることから、項目5の課題に対する方向性について拠点校方式を展開している渡島西部四町での協議を進めていく必要があります。

また、国の目標年次が見直されたことから、西部四町のほか周辺自治体などの動向を見極めながら慎重に進めていく必要があるものと考えており、現状としては、拠点校方式部活動等の充実により、これまでどおり生徒が活動できる場が確保されるよう体制整備に努めてまいります。

<別紙>

○渡島西部4町町立中学校拠点校部活動の運用に関する要綱

令和6年4月30日
教育長訓令第3号

(目的)

第1条 木古内町、知内町、福島町、松前町(以下「渡島西部4町」という。)の中学校に在籍する生徒の文化・スポーツにおける多様なニーズに応え、学校、地域、保護者の理解と協力を得ながら、競技等毎に中学校での拠点校方式による部活動(以下「拠点校部活動」という。)を実施し、持続可能な部活動の実現を図ることを目的とする。

(参加できる生徒)

第2条 拠点校部活動に参加できる生徒は、次の各号のいずれかに掲げる生徒とする。

- (1) 在籍校で部活動に所属している生徒
- (2) 在籍校に希望する部活動がない生徒
- (3) その他、在籍校の校長が必要と認める生徒

(部活動間の調整)

第3条 渡島西部4町町立中学校の部活動間でスムーズに活動ができるよう、次の各号に掲げるとおり調整する。

- (1) 拠点校での部活動参加については、在籍校及び拠点校両校の承認を得る。
- (2) 参加する生徒は、拠点校の部活動方針に従って活動するとともに、活動中は拠点校の指導に従う。
- (3) 移動は保護者の責任において対応し、移動に係る経費は保護者の負担とする。ただし、各町教育委員会において各町保有バス等による移動について事前に協議し、承認を得た場合は各町保有バス等による移動を認める。
- (4) 拠点校での合同練習は原則として休日とするが、平日であつても保護者の責任で移動できる場合は、拠点校等の部活動に参加することができる。なお、拠点校等への移動については、平日・休日ともに教員は引率しないものとする。
- (5) 在籍校の学習活動や行事等が重なったときは、原則として在籍校の活動を優先する。
- (6) 部活動を欠席するときは、生徒又は保護者が拠点校の顧問へ責任をもって連絡する。
- (7) 生徒又は保護者が、拠点校の部活動の方針に従わず、改善されない場合は、拠点校の校長が生徒の活動を停止することができる。
- (8) 前各号のほか、拠点校部活動に関する生徒の活動については、拠点校の校長が決定することとし、必要に応じて、在籍校の校長と協議するものとする。

(参加申請)

第4条 拠点校部活動に参加を希望する生徒及び保護者は、参加申込書・保護者同意書(別記様式第1号)を在籍校の校長を経由して、拠点校の校長に提出するものとする。

(在籍校と拠点校との連携)

第5条 在籍校と拠点校は次の各号に掲げるとおり連携を図るものとする。

- (1) 在籍校と拠点校は連絡担当者を定め、生徒の状況について密に連絡をとる。
- (2) 在籍校は拠点校に対し、生徒の健康面での配慮事項や生徒指導上参考となる事項等、部活動指導に当たって必要な情報を共有するものとする。
- (3) 拠点校の管理職、顧問、養護教諭等は、在籍校からの生徒の情報について共有する。

(大会等への参加)

第6条 大会等への参加にあたって必要な事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 各大会等への参加は、主催者が定める規程に従う。
- (2) 各大会等への参加に当たっての事務は、拠点校が行うものとする。

(事故等への対応)

第7条 事故への対応は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 拠点校部活動における事故対応や生徒指導等については、原則として拠点校で行い、必要に応じて、在籍校と連携して対応するものとする。
- (2) 交通事故以外の事故に際して、独立行政法人日本スポーツ振興センターへの申請手続等は、在籍校が行う。

(周知等)

第8条 拠点校部活動の実施種目などに係る生徒、保護者への周知は、各学校で行う。

- 2 拠点校は、参加生徒、保護者を対象として活動方針や活動内容を説明する機会を設ける。

附 則

この教育長訓令は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。